SAJ 令和 3 教第 460 号 令和 3 年 1 月 19 日

加盟団体 各位

公益財団法人全日本スキー連盟 教育本部長 白石 博基 (公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う 2021 年度スキー・スノーボード指導員検定、準指導員検定、 パトロール検定における養成講習会の特例措置について

日頃より、本連盟の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、標記について、下記のとおり特例措置を設けることになりましたので、貴連盟の 受検者に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1. 養成講習会は中止で養成講習未修了。スキー・スノーボード指導員検定会、準指導員 検定、パトロール検定会は行われる場合
 - →今年度のみコロナ特例で養成講習未修了であっても受検可能。

その際、スキー指導員検定会、スノーボード指導員検定会、パトロール検定会については、加盟団体長からコロナで養成講習会中止のため、養成講習未修了であるが受検を特別推薦する文書を、2月9日(火)迄に E-mail(<u>saj-e@ski-japan.or.jp</u>)で SAJ 教育本部長宛に、中止となった養成講習会を明記の上、提出すること(対象者リストは不要)。

当該受検者が合格した場合、養成講習未修了に関わらず合格とする。その際、未修了時間を次年度以降の取得義務とするか否かは各加盟団体の任意とする。

当該受検者が不合格の場合、今年度の修了時間は翌年に持ち越し、未修了時間を翌年度にあらためて修了することとする。

- 2. 養成講習会は中止で養成講習未修了。スキー・スノーボード指導員検定会、準指導員 検定会、パトロール検定会も中止の場合
 - →養成講習会の修了時間は次年度に持ち越し可能、有効年限も1年延長可能。
- 3. 受講者個人における、コロナ関連での養成講習会への不参加の場合
 - →養成講習未修了でも受検可能。

その際、スキー指導員検定会、スノーボード指導員検定会、パトロール検定会については、加盟団体長から当該者のコロナ関連での参加困難のため、養成講習未修了であるが受検を特別推薦する文書を、2月9日(火)迄に E-mail(saj-e@ski-japan.or.jp)で SAJ 教育本部長宛に、別添様式による対象者リストをエクセルファイルで添付の上、提出すること。(SAJ 直轄事業のイベントの申込者リストはシクミネットから csv 出力可能です。シクミネット操作マニュアル加盟団体事務局用 Ver.2.0.2 P35 参照)その際、未修了時間を次年度以降の取得義務とするか否かは各加盟団体の任意とする。養成講習会に参加が出来ない者は、その旨を所属加盟団体に報告し加盟団体長の了解を得ること。

了解を得た者は、修了時間は来年度に持ち越し、未修了時間を翌年度に改めて取得すること。